

周南市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例の一部を改正する条例

周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内」を「山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。))として別表第2のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者(以下「被災者等」という。)にあっては第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、同居の親族がない入居者の居住の用に供する<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域内及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の市営住宅に入居しようとする者</u>については、この限りでない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。))として別表第2のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者(以下「被災者等」という。)にあっては第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、同居の親族がない入居者の居住の用に供する<u>山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の市営住宅に入居しようとする者</u>については、この限りでない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>